

# 脳卒中医療連携圏域別検討会の運営に係る細目

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

## 第 1 目 的

この細目は、東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号）に基づき設置する脳卒中医療連携圏域別検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 検討会の運営方法

原則として、各二次保健医療圏内の脳卒中医療連携において中核的な役割を担う病院、地区医師会等に事務局業務を委託して運営する。

## 第 3 経費の負担

受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と受託者の間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

## 第 4 補 足

- (1) 受託者は、この事業の実施に当たり、圏域内の関係機関と密接な連携と協力のもとに実施するものとする。
- (2) 受託者は別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

## 附 則

この細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。